

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

## 1. 被処分者

(1) 商号又は名称	セルコホーム株式会社
(2) 代表者	代表取締役 新本 恭雄
(3) 主たる営業所の所在地	宮城県仙台市青葉区上杉2-1-14
(4) 許可番号	国土交通大臣許可(特-29)第17573号

## 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

- 営業停止を命ずる期間  
令和2年1月10日から令和2年3月9日までの60日間
- 営業停止を命ずる地域  
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内
- 停止を命ずる営業の範囲  
建築工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

## 3. 処分理由

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

セルコホーム株式会社の元法人営業部長（以下、「元法人営業部長」という。）は、平成30年2月15日に宮城県登米市が執行した「迫児童館新築工事（建築）」（以下、「本件工事」という。）の条件付一般競争入札において、登米市元営繕課長（以下「元営繕課長」という。）及び（株）共立の元代表取締役（以下、「元代表」という。）と共謀の上、元営繕課長が元代表に本件工事の最低制限価格を算定する基準となる設計価格を教示し、さらに元法人営業部長は、元代表から本件工事の設計価格の教示を受け、同設計価格に基づき本件工事の最低制限価格を推認し、最低制限価格と同一額で落札させ、もって、偽計を用いて公の入札の公正を妨害する行為を行った。

これにより、元法人営業部長は、刑法第60条及び同法第96条の6第1項に該当し、令和元年9月11日に懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同年9月26日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

<発表記者会：宮城県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局

建政部 建設業適正契約推進官

建政部 建設産業課 建設専門官

電話 022(225)2171(代表)

阿彦 桂 (内線6119)

あひこ  
かつら  
阿彦 桂  
たかはし  
きんや  
高橋 欣哉 (内線6152)

## < 参 考 >

### 関係条文

#### 建設業法(昭和二十四年五月二十四日法律第百号)

(指示及び営業の停止)

**第28条** 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(略)、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 (略)

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三～九(略)

2 (略)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

#### 刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

(共同正犯)

**第60条** 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

(公契約関係競売等妨害)

**第96条の6** 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。

2 (略)